

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 4 8 ~ H 6 5 (最長 8 0 年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	中部整備局 昭和 4 8 年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数61件、植栽面積2,616ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 29,417百万円 総費用 (C) 11,388百万円 分析結果 (B / C) 2.58
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55年以降減少傾向にあるものの、依然として約1万3千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ28.1年生で樹高10.7m、胸高直径15.8cm、1ha当たり材積152m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の18%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち38%が、天竜川水系泰阜ダム、木曽川水系岩屋ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち34%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林より生育が遅れていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合にあつては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>